

新	旧
<p>(設置の禁止)</p> <p>第18条 病院，診療所，共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋の用途に供する建築物で，それらの用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは，次の各号のいずれかに掲げる建築物で，その用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1) 劇場，映画館，演芸場，観覧場，マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2（と）項第4号に規定する建築物</p> <p>(2) 公会堂，集会場，展示場，キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場又は倉庫（不燃性の物品を貯蔵するものを除く。）の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(階段)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（高齢者，障がい者等の就寝を伴</p>	<p>(設置の禁止)</p> <p>第18条 病院，診療所，共同住宅，寄宿舎，下宿又は長屋の用途に供する建築物で，それらの用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは，次の各号のいずれかに掲げる建築物で，その用途に供する部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準（以下「1時間準耐火基準」という。）に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。</p> <p>(1) 劇場，映画館，演芸場，観覧場，マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2（と）項第4号に規定する建築物</p> <p>(2) 公会堂，集会場，展示場，キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場又は倉庫（不燃性の物品を貯蔵するものを除く。）の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で，その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(階段)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（高齢者，障がい者等の就寝を伴</p>

う用途に供するものとして市長が別に定めるものに限る。)で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

- 4 共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供する建築物(前項の規定の適用を受けるものを除く。)又は下宿の用途に供する建築物で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(長屋の構造等)

第23条 3階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で、準防火地域の区域内にあるものにあつては次に掲げる基準に、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。)又は重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物で、準耐火建築物であるもの若しくは市長が別に定める技術的基準に適合するものについては、この限りでない。

う用途に供するものとして市長が別に定めるものに限る。)で避難階以外の階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

- 4 共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供する建築物(前項の規定の適用を受けるものを除く。)又は下宿の用途に供する建築物で避難階以外の階における居室の床面積の合計が50平方メートル(主要構造部が準耐火構造又は政令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあっては、100平方メートル)を超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(長屋の構造等)

第23条 3階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で、準防火地域の区域内にあるものにあつては次に掲げる基準に、防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(法第27条第1項第1号に規定する政令で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。)又は重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物で、準耐火建築物であるもの若しくは政令第136条の2の技術的基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 長屋の各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(2) 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア 各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

イ 各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

ウ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

（ア）準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法

（イ）防火構造に用いる構造方法

（ウ）政令第109条の3第二号ハ又は第115条の2第1項第四号に規定する構造に用いる構造方法

（エ）不燃材料で造ること。

(1) 長屋の各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(2) 建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア 各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

イ 各戸から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸の当該通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

ウ 政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

(3) 3階の各戸(各戸の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、そで壁その他これらに類するもので、その構造が、前号ウに該当する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

5 長屋の用途に供する建築物のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、避難階以外の階の各戸から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(1) 木造建築物等(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの。

(2) 主要構造部が不燃材料で造られている建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。)で避難階以外の各階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(大規模店舗の屋外への出口等)

第29条 大規模店舗の用途に供する建築物の避難階においては、避難階段または特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メー

(3) 3階の各戸(各戸の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、そで壁その他これらに類するもので、その構造が、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

5 長屋の用途に供する建築物のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、避難階以外の階の各戸から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

(1) 木造建築物等(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)で避難階以外の階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの。

(2) 主要構造部が不燃材料で造られている建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。)で避難階以外の階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

(大規模店舗の屋外への出口等)

第29条 大規模店舗の用途に供する建築物の避難階においては、避難階段または特別避難階段から屋外に直接通ずる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る歩行距離が20メー

トル以下である場合において、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合

(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第18項第2号の規定に適合するものに限る。）で区画した場合

2 (略)

3 第1項第2号に規定する準耐火構造の壁で区画する場合には、政令第112条第19項及び第20項の規定を準用する。

(敷地と道路の関係)

第35条 (略)

2 (略)

3 建築物内にある2以上の興行場等が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの客用の屋外への主要な出口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合には、それぞれの興行場等について前2項並びに次条、第37条及び第39条の規定を適用する。

4 (略)

(火たき場等の構造)

第49条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 壁、天井（天井がない場合にあつては、屋根）及び床を耐火構造（天井

トル以下である場合において、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のものと及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた場合

(2) 階段から屋外への出口のうち1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（政令第112条第13項第2号の規定に適合するものに限る。）で区画した場合

2 (略)

3 第1項第2号に規定する準耐火構造の壁で区画する場合には、政令第112条第14項及び第15項の規定を準用する。

(敷地と道路の関係)

第35条 (略)

2 (略)

3 建築物内にある2以上の興行場等が、それぞれ耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第13項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画され、かつ、それらの客用の屋外への主要な出口がそれぞれ近接しない位置において異なる道路に面する場合には、それぞれの興行場等について前2項並びに次条、第37条及び第39条の規定を適用する。

4 (略)

(火たき場等の構造)

第49条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 壁、天井（天井がない場合にあつては、屋根）及び床を耐火構造（天井

にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に適合する構造) とすること。

- (2) 開口部には、政令第112条第18項第1号の規定に適合する特定防火設備を設けること。
- (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 (略)

(自動車車庫等の構造)

第52条 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にある建築物で、その用途に供する部分の床面積が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2 自動車車庫等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

- (1) 自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの
- (2) 自動車を収容する部分の上に2以上の階のあるもの
- (3) 自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動車車庫等の用途に供する建築物には適用しない。

にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に適合する構造) とすること。

- (2) 開口部には、政令第112条第13項第1号の規定に適合する特定防火設備を設けること。
- (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 (略)

(自動車車庫等の構造)

第52条 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にある建築物で、その用途に供する部分の床面積が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2 自動車車庫等の用途に供する建築物で、次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

- (1) 自動車を収容する部分が避難階以外の階にあるもの
- (2) 自動車を収容する部分の上に2以上の階のあるもの
- (3) 自動車を収容する部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動車車庫等の用途に供する建築物には適用しない。

(1) 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にあり、かつ、その上部に他の用途に供する部分がなく、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画したもの

(2) 自動車車庫等の自動車を収容する部分が避難階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、政令第112条第19項及び第20項に定めるところによるものに限る。)又は政令第112条第18項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画したもの

(3) 階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

ア 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。

イ 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物(以下「隣地境界線等」という。)から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を隣地境界線等から50センチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火塀を設けること。

(1) 自動車車庫等の自動車を収容する部分が避難階にあり、その部分の床面積の合計が100平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁(貫通する管等を設けるものについては、政令第112条第14項及び第15項に定めるところによるものに限る。)又は政令第112条第13項第2号の規定に適合する特定防火設備で区画したもの

(2) 階数が2以下の独立した自走式の自動車車庫で、次のアからオまでに掲げる基準のいずれにも適合するもの

ア 主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とすること。

イ 外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物(以下「隣地境界線等」という。)から1メートル以上離すことができない場合は、外周部を隣地境界線等から50センチメートル以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5メートル以上の防火塀を設けること。

ウ 外周部は、各階の天井面(外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合にあつては、それらの下端)から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。

エ 短辺の長さを5.5メートル以内とすること。

オ 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。

(他の用途に供する部分との区画)

第54条 自動車車庫等の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 第52条第2項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては床又は壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には政令第112条第18項第2号に適合する特定防火設備を設け、その他のものにあつては床又は壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第18項第2号に適合するものに限る。)を設けること。

(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。

(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫等

ウ 外周部は、各階の天井面(外周部に垂れ壁、はりその他これらに類するものがある場合にあつては、それらの下端)から下方50センチメートル以上を常時直接外気に開放し、かつ、当該常時直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5パーセント以上とすること。

エ 短辺の長さを5.5メートル以内とすること。

オ 外壁の開口部について防火設備を設けない構造とすること。

(他の用途に供する部分との区画)

第54条 自動車車庫等の用途に供する部分と他の用途に供する部分との区画については、次に定めるところによらなければならない。

(1) 第52条第2項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならないものにあつては床又は壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、その開口部には政令第112条第13項第2号に適合する特定防火設備を設け、その他のものにあつては床又は壁を準耐火構造とし、その開口部には法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第13項第2号に適合するものに限る。)を設けること。

(2) 床及び天井には、特殊な用途に供するものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。

(3) 他の用途に供する部分のために設ける避難用の出口は、自動車車庫等

の内部に設けないこと。

- 2 前項第1号の規定により準耐火構造の床又は壁で区画する場合は、政令第112条第19項及び第20項の規定を準用する。

(建築物の主要構造部等に関する制限の適用の特例)

第56条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定(次項において「耐火性能条例関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

- 2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。)及び主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定(以下この項において「防火

の内部に設けないこと。

- 2 前項第1号の規定により準耐火構造の床又は壁で区画する場合は、政令第112条第14項及び第15項の規定を準用する。

(建築物の主要構造部等に関する制限の適用の特例)

第56条 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に係る第18条、第19条、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項、第3項第1号若しくは第2号、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

- 2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。)及び主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第1号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定の適用については、これら

区画等条例関係規定」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(エレベーターの機械室)

第59条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は政令第112条第18項第1号又は第2号の基準に適合する特定防火設備で区画すること。

(届出の送付)

第93条 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証を交付した後に、当該確認済証に係る届を受理した場合においては、速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 この条例の施行前に法第6条第1項(第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。)若しくは法第6条の2第1項(第87条第1項

の建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(エレベーターの機械室)

第59条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 照明設備を設けること。
- (2) 非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は政令第112条第13項第1号又は第2号の基準に適合する特定防火設備で区画すること。

(届出の送付)

第93条 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証を交付した後に、当該確認済証に係る届を受理した場合においては、速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

附 則

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 この条例の施行前に法第6条第1項(第87条第1項又は第87条の2において準用する場合を含む。)若しくは法第6条の2第1項(第87条第1項

又は第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。

又は第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(第87条第1項又は第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。